

○山口県資源管理方針

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、山口県において資源管理を行うための方針を次のように定めたので、同条第 6 項の規定に基づき公表する。

令和 2 年 12 月 1 日 制定

令和 3 年 3 月 29 日 改正・公表

令和 3 年 6 月 30 日 改正・公表

令和 3 年 12 月 28 日 改正・公表

令和 5 年 8 月 30 日 改正・公表

令和 5 年 12 月 27 日 改正・公表

令和 6 年 3 月 28 日 改正・公表

令和 6 年 6 月 24 日 改正・公表

令和 6 年 12 月 27 日 改正・公表

令和 7 年 3 月 27 日 改正・公表

令和 7 年 6 月 24 日 改正・公表

令和 7 年 12 月 18 日 改正・公表

山口県知事 村岡 嗣政

山口県において資源管理を行うための方針

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

山口県は本州の最西端に位置し、三方が日本海、響灘及び瀬戸内海の 3 つの海に開けている。海岸線の総延長は全国第 6 位の 1,504km に達し、屈曲に富んでいることから、漁港整備、水産資源の増養殖のための自然条件に恵まれ、古くから漁業が盛んである。

日本海側の海岸線は一般に単調で急深であるが、中部海域は湾入、島嶼に富み、天然礁が数多く点在しており、大陸棚が遠く対馬、朝鮮半島まで達している。このため、ブリ、イサキ、イカ一本釣漁業や建網漁業、アワビ、サザエ等の定着性魚介類を対象とする採介藻漁業のほか、イワシ、アジ、サバ等の回遊性魚類を対象とする中型まき網漁業、敷網漁業（棒受網）、すくい網漁業、フグやアマダイを対象とするはえなわ漁業、下関漁港を基地とする沖合底びき網漁業やブリ、マグロ等の魚類養殖業、わかめ養殖業等が営まれている。

瀬戸内海側は、潮位差が大きく、西部海域を中心に広大な干潟を形成している。このため、西部海域では、小型えび類やカレイ、ハモ等を対象とした小型機船底びき網漁業やマテガイ、ナミガイ等を対象とした潜水器漁業等のほか、のり養殖業等が営まれている。一方、中東部海域には数多くの島々が点在し、岩礁域に富んでおり、マダイ、フグ、カレイ、タコ、ナマコ等の各種魚介藻類の生息、繁殖に適しているため、小型機船底びき網漁業、建網漁業、一本釣漁業、はえなわ漁業等を主体とした漁船漁業が営まれている。

平成 30 年の本県海面漁業生産量は 25.5 千トン（全国 26 位）、生産額は 130 億円

(全国 21 位) であった。また、漁業就業者数は 3,923 人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に

移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能

量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようとする。

第 7 山口県資源管理方針の検討

法第 14 条第 8 項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも 5 年ごとに見直しを行うものとする。

第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は、別添のとおり「別紙 1－1 ま
あじ」から「別紙 1－12 ぶり」までに、法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は、別添のとおり「別紙 3－1 きだい日本海・東シナ海海域」から「別紙 3－19 なみがい山口県海域」までに、それぞれ定めるものとする。

別紙番号	特定水産資源等の名称
別紙1－1	まあじ
別紙1－2	まいわし対馬暖流系群
別紙1－3	くろまぐろ（小型魚）
別紙1－4	くろまぐろ（大型魚）
別紙1－5	するめいか
別紙1－6	まさば及びごまさば対馬暖流系群
別紙1－7	さんま
別紙1－8	かたくちいわし対馬暖流系群
別紙1－9	うるめいわし対馬暖流系群
別紙1－10	まだい日本海西部・東シナ海系群
別紙1－11	かたくちいわし瀬戸内海系群
別紙1－12	ぶり
別紙3－1	きだい日本海・東シナ海海域
別紙3－2	あかあまだい日本海西・九州北西海域
別紙3－3	けんさきいか日本海・東シナ海海域
別紙3－4	はも瀬戸内海西部海域
別紙3－5	あかえび瀬戸内海海域
別紙3－6	えっちゅうばい日本海中・西部海域
別紙3－7	なまこ類山口県海域
別紙3－8	あわび類山口県海域
別紙3－9	くえ九州北西・山口海域
別紙3－10	きじはた瀬戸内海海域
別紙3－11	きじはた日本海海域
別紙3－12	(削除)
別紙3－13	(削除)
別紙3－14	(削除)
別紙3－15	まだい瀬戸内海中・西部系群
別紙3－16	とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群
別紙3－17	さわら瀬戸内海系群
別紙3－18	さわら日本海・東シナ海系群
別紙3－19	なみがい山口県海域